

事 務 連 絡

令和8年4月15日

各市区町村 臨時運行許可業務担当部局長 殿

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室長

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う
運用について

標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和8年国土交通省令第53号）が公布され、令和8年6月1日より施行されることとなりました。

自動車臨時運行許可申請において、すでにオンライン申請窓口を開設している、又は今後開設を予定している自治体のご担当者様におきましては、別紙事項を了知の上、事務処理をしていただけますよう、お願い申し上げます。

(別紙)

1 自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

自動車損害賠償保障法第9条第1項（同法第9条の5第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第1項に基づく自動車臨時運行許可に係る申請に際し、自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書（以下「証明書」という。）の提示が義務づけられております。

今般、臨時運行許可申請をオンラインで完結できるようにするために、証明書の電磁的記録による提示を可能としました。

※本改正省令により、オンライン申請窓口の開設が必須となるわけではありません。

2 窓口での証明書の提示方法について

今般の法令改正ではオンライン申請時のみ証明書の電磁的記録による提示を可能としたため、窓口での申請においては従前どおり、書面による提示を義務づけております。

ご担当者様におかれましては、自動車臨時運行許可申請に関するウェブページ・申請フォームにて、オンラインと窓口での証明書の提示方法の違いについてご案内いただけますと幸いです。

3 窓口で証明書の電磁的記録による提示を認めない理由

令和7年11月に「令和7年の地方分権改革に関する提案募集に係る検討要請等に係る調査票」にて調査した結果、窓口にて電磁的記録の証明書を確認する場合、「適正な審査/ダブルチェックが難しくなり窓口の混雑が懸念される」等のご意見がございました。そのため、窓口での証明書の提示方法は書面に限ることとしました。

4 証明書の真正性の確認方法

証明書に疑わしい点があった場合は、以下の方法にて真正性の確認をしてください。

(1) 二次元コードが付された証明書の場合

二次元コードを読み取り、アクセスできるか、またアクセス先のウェブサイトでパスコードを入力して表示された証明書と提出された証明書の内容が一致しているかを確認してください。提出された証明書には異動、訂正内容が反映されていないケースがある（ウェブサイトに表示される証明書が最新内容）ため、その場合はウェブサイトの証明書の内容を正として確認してください。二次元コードを読み取る機器がない場合は、証明書に記載の保険会社へ契約内容の確認をしてください。

(2) 二次元コードが付されていない証明書の場合

証明書に記載の保険会社へ契約内容を確認する、又は申請者に窓口で原本をお持ちいただくよう依頼してください。

※証明書の偽造が疑われる例について

証明書の様式が異なる、保険期間が明らかに長い（又は短い）等、様々なパターンが考えられます。参考として、今までに確認された証明書の偽造例を記載いたします。

例) 他者の適正な証明書を基に画像処理や物理的な方法による一部情報の切り貼り
＜補足＞

e-JIBAI または One-JIBAI で作成された証明書は、偽造防止のために証明書番号、自動車登録番号・車両番号（車台番号）、保険期間、住所・氏名の欄の背景に「証明書番号、始期、終期」の数字のパターンが印字されています。偽造の場合は、数字のパターンが印字されていない、数字のパターンと記載事項に不自然な余白やズレがある、数字のパターンと証明書に記載された「証明書番号、始期、終期」の内容が一致していない等の可能性があります。

今後、この他にも偽造される項目・手法等も想定されるため、現行の運用と同様に、証明書の内容の確認オペレーションをお願いいたします。

また、正しい証明書は以下のような様式となっています。（自動車損害賠償保障法施行規則第一号様式）。以下は e-JIBAI または One-JIBAI で作成された証明書で、同一様式となっておりますが、一部外形的に相違のある保険会社独自の証明書も存在します。

従来	データ交付対応																																								
証明書番号 東京 ABC123456789 号 令和 5 年 5 月 10 日 自動車損害賠償責任証明書 下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。 いろはにほへと保険株式会社 <table border="1"> <tr> <td>自動車登録番号、車両番号又は構造の識別番号(車台番号)</td> <td>品川 330 さ 1234 TEST-SAMPLE:1234567</td> <td>自動車の種類</td> <td>自乗</td> </tr> <tr> <td>保険期間</td> <td>自 令和 5 年 5 月 10 日 36か月 至 令和 8 年 5 月 10 日 年額12時</td> <td>使用の本拠の所在地</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>住所及び約者の名</td> <td>東京都千代田区神田淡路町 2丁目9番地 保保ビル</td> <td>指定連絡機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異動事項</td> <td>保保 太郎</td> <td>保険料収納年月日</td> <td>令和 5 年 5 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>営業店名及び所在地</td> <td>いろはにほへと保険株式会社 東京都千代田区丸の内9-9-9 カスタマーセンター 0120-999-999 受付時間 9~18時(年末年始を除く) (事故)0120-888-888 24時間365日</td> <td>かきく営業所 EG002 あいう代理店 KDCD01</td> <td></td> </tr> </table> 自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。 ホームページアドレス (https://www.ishan-sample.co.jp) 複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。 ＜登録情報処理機関報告契約＞	自動車登録番号、車両番号又は構造の識別番号(車台番号)	品川 330 さ 1234 TEST-SAMPLE:1234567	自動車の種類	自乗	保険期間	自 令和 5 年 5 月 10 日 36か月 至 令和 8 年 5 月 10 日 年額12時	使用の本拠の所在地	東京都	住所及び約者の名	東京都千代田区神田淡路町 2丁目9番地 保保ビル	指定連絡機関名		異動事項	保保 太郎	保険料収納年月日	令和 5 年 5 月 10 日	営業店名及び所在地	いろはにほへと保険株式会社 東京都千代田区丸の内9-9-9 カスタマーセンター 0120-999-999 受付時間 9~18時(年末年始を除く) (事故)0120-888-888 24時間365日	かきく営業所 EG002 あいう代理店 KDCD01		証明書番号 東京 ABC123456789 号 令和 5 年 5 月 10 日 自動車損害賠償責任証明書 下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。 いろはにほへと保険株式会社 <table border="1"> <tr> <td>自動車登録番号、車両番号又は構造の識別番号(車台番号)</td> <td>品川 330 さ 1234 TEST-SAMPLE:1234567</td> <td>自動車の種類</td> <td>自乗</td> </tr> <tr> <td>保険期間</td> <td>自 令和 5 年 5 月 10 日 36か月 至 令和 8 年 5 月 10 日 年額12時</td> <td>使用の本拠の所在地</td> <td>東京都</td> </tr> <tr> <td>住所及び約者の名</td> <td>東京都千代田区神田淡路町 2丁目9番地 保保ビル</td> <td>指定連絡機関名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>異動事項</td> <td>保保 太郎</td> <td>保険料収納年月日</td> <td>令和 5 年 5 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>営業店名及び所在地</td> <td>いろはにほへと保険株式会社 東京都千代田区丸の内9-9-9 カスタマーセンター 0120-999-999 受付時間 9~18時(年末年始を除く) (事故)0120-888-888 24時間365日</td> <td>かきく営業所 EG002 あいう代理店 KDCD01</td> <td></td> </tr> </table> 自賠責保険についての詳しい内容は、当社ホームページからご覧いただけます。 ホームページアドレス (https://www.ishan-sample.co.jp) 複製防止のため、証明書の背景に文字を印字しています。 ＜登録情報処理機関報告契約＞ バースコード: 1234567890 	自動車登録番号、車両番号又は構造の識別番号(車台番号)	品川 330 さ 1234 TEST-SAMPLE:1234567	自動車の種類	自乗	保険期間	自 令和 5 年 5 月 10 日 36か月 至 令和 8 年 5 月 10 日 年額12時	使用の本拠の所在地	東京都	住所及び約者の名	東京都千代田区神田淡路町 2丁目9番地 保保ビル	指定連絡機関名		異動事項	保保 太郎	保険料収納年月日	令和 5 年 5 月 10 日	営業店名及び所在地	いろはにほへと保険株式会社 東京都千代田区丸の内9-9-9 カスタマーセンター 0120-999-999 受付時間 9~18時(年末年始を除く) (事故)0120-888-888 24時間365日	かきく営業所 EG002 あいう代理店 KDCD01	
自動車登録番号、車両番号又は構造の識別番号(車台番号)	品川 330 さ 1234 TEST-SAMPLE:1234567	自動車の種類	自乗																																						
保険期間	自 令和 5 年 5 月 10 日 36か月 至 令和 8 年 5 月 10 日 年額12時	使用の本拠の所在地	東京都																																						
住所及び約者の名	東京都千代田区神田淡路町 2丁目9番地 保保ビル	指定連絡機関名																																							
異動事項	保保 太郎	保険料収納年月日	令和 5 年 5 月 10 日																																						
営業店名及び所在地	いろはにほへと保険株式会社 東京都千代田区丸の内9-9-9 カスタマーセンター 0120-999-999 受付時間 9~18時(年末年始を除く) (事故)0120-888-888 24時間365日	かきく営業所 EG002 あいう代理店 KDCD01																																							
自動車登録番号、車両番号又は構造の識別番号(車台番号)	品川 330 さ 1234 TEST-SAMPLE:1234567	自動車の種類	自乗																																						
保険期間	自 令和 5 年 5 月 10 日 36か月 至 令和 8 年 5 月 10 日 年額12時	使用の本拠の所在地	東京都																																						
住所及び約者の名	東京都千代田区神田淡路町 2丁目9番地 保保ビル	指定連絡機関名																																							
異動事項	保保 太郎	保険料収納年月日	令和 5 年 5 月 10 日																																						
営業店名及び所在地	いろはにほへと保険株式会社 東京都千代田区丸の内9-9-9 カスタマーセンター 0120-999-999 受付時間 9~18時(年末年始を除く) (事故)0120-888-888 24時間365日	かきく営業所 EG002 あいう代理店 KDCD01																																							

※引用：[自賠責証明書（データ交付）について | 日本損害保険協会](#)

5 提出された証明書の視認性が悪い等で契約内容を確認できない場合の対応方法

ぴったりサービスにおいては、申請データを受け取った際に申請者に対してメッセージを送付することが可能です。メッセージ機能を活用し、再申請又は窓口に原本をお持ちいただくよう依頼してください。※再申請の場合、全ての項目を再度入力していただく必要がございます。

その他の申請フォーム・システムを利用している場合は、仕様に応じてご対応ください。